

福岡県公報

平成十七年七月六日
第二千四百九号

増刊
①

選挙管理委員会

目次

○長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定の一部改正

(地方課)一

選挙管理委員会

福岡県選挙管理委員会告示第七十号

長が不在者投票管理者となるべき病院等の指定（昭和四十五年八月四日福岡県選挙管理委員会告示第二十三号）の一部を次のように改正する。

平成十七年七月六日

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

一 病院 田川郡の項中

福岡県選挙管理委員会委員長 田辺俊明

上野病院	上野病院	" 赤池町大字上野三四二〇番地
赤池町立病院		" " 大字赤池四三二番地

改める。

に

を

発行
福岡県市
(博多区東公園七番
総務部行政経営企画課)

販印
壳刷
株福岡市
式市東区箱
会社崎ふ
川頭六島
丁目弘文
番文四
二社号

定価
一箇月一三五〇円(税込・郵便料別)